## 審查基準

令和3年11月1日作成

法 令 名:古物営業法

根 拠 条 項:第21条の5第1項又は第21条の6第1項

処 分 の 概 要:古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定

原権者(委任先):大分県公安委員会

## 法 令 の 定 め:

古物営業法施行規則第19条の4 (古物競りあつせん業者に係る認定の申請)、第19条の5 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)、第19条の6 (盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)、第19条の11 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請)及び第19条の12において準用する第19条の5 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)

## 審 査 基 準:

判断基準は法令の定めによる。

標準処理期間:40日(行政庁の休日を除く。)

申 請 先: 古物競りあっせん業者に係る認定の申請については、営業の本拠となる事務所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課 外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請については、連絡担当者 の住所又は居所を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課

問 合 せ 先:大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係(電話 097-536-2131) 古物競りあっせん業者に係る認定の申請については、営業の本拠とな る事務所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課 外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請については、連絡担当者 の住所又は居所を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課

備 考: